



町職員を募集します!

- 採用予定日 平成31年4月1日
- 採用予定人員 各職種とも若干名
- 勤務予定場所 保育士以外:本庁および出先機関、保育士:町内の保育園
- 採用職種・受験資格

採用職種		受験資格
一般事務	上級行政	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、大学(短期大学を除く)を卒業した人
	中級事務	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、短期大学を卒業した人
	初級事務	平成8年4月2日以降に生まれた人で、高等学校を卒業した人
土木技師	上級土木	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、大学(短期大学を除く)の土木課程を卒業した人
	中級土木	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、短期大学または高等専門学校の土木科を卒業した人
	初級土木	平成8年4月2日以降に生まれた人で、高等学校の土木科を卒業した人
	社会人枠	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、土木課程等(専門学校を含む)を卒業した人または関連資格を有し、実務経験のある人
保育士	中 級	平成4年4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格を有する人
保健師	中 級	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、保健師の資格を有する人
管理栄養士	中 級	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、管理栄養士の資格を有する人
臨床心理士	上 級	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、臨床心理士の資格を有し、実務経験のある人

注1) 受験資格について

- 各職種とも、受験資格にある学校(学校教育法によるものに限る)と同等と認める学校等を卒業した人および平成31年3月までに卒業見込みの人を含みます。
- 専門職については、平成31年3月までに資格取得見込みの人を含みます。
- 大学またはこれと同等と認める学校等を卒業した人は、中級および初級を受験することができません。同様に短期大学等を卒業した人は、初級を受験することができません(保育士、保健師、管理栄養士、社会人枠を除く)。

注2) 次のいずれかに該当する人は、いずれの職種も受験できません。

- (1)日本の国籍を有しない人
- (2)地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する人

- 試験日および場所 平成30年9月16日(日) 役場2階 会議室1・2、大会議室
※時間等は、申込者に別途通知します。
※試験内容等についての詳細は、町のホームページに掲載していますのでご覧ください。

■受験手続

申込書類	<input type="checkbox"/> 御代田町職員採用試験受験申込書(町指定※) <input type="checkbox"/> 写真(申込日前3ヵ月以内に撮影したものを申込書に貼付) <input type="checkbox"/> 最終学校の卒業証明書または卒業見込証明書 <input type="checkbox"/> 最終学校の成績証明書 <input type="checkbox"/> 受験資格に必要な免許等を有する人は、免許証等の写し	
申込方法	持参による申し込み	受付期間中の午前8時30分～午後5時15分までの間(土・日曜日および国民の祝日を除く)に総務課庶務係へ持参してください。
	郵送による申し込み	必要書類を必ず封筒に入れ、特定記録郵便などの確実な方法により総務課庶務係宛に郵送してください。7月27日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。ただし、日本国外からの郵送によるものは、7月27日(金)までに到着したものに限り受け付けます。
受付期間	平成30年6月25日(月)～平成30年7月27日(金)まで	
受験票	受付終了後、申込者宛に郵送します。(受験票には、受験申込書と同じ写真を貼付してください。)	

※町指定の様式は、ホームページからダウンロードしてください。総務課でも交付しています。

- 給 与 御代田町職員給与条例等の定めにより支給します。
- その他 提出された書類については返却しません。この試験の実施に際して収集する個人情報、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

問い合わせ・郵送宛先 〒389-0292 御代田町大字馬瀬口1794番地6 総務課庶務係(32)3111

8月5日(日)は

長野県知事選挙の投票日です

問い合わせ先

選挙管理委員会事務局

(32) 31111 (内線167)

期日

8月5日(日)

時間

午前7時～午後8時

投票できる方

御代田町の選挙人名簿に登録され、投票日当日に選挙権を有する次の方

- 18歳以上(平成12年8月6日以前に出生)の方
- 平成30年4月18日以前から御代田町に住民登録のある方

投票所入場券

投票所入場券は、世帯ごとで作成して世帯主宛てに郵送します。圧着ハガキの内側に同一世帯4名まで印刷してあります。

この選挙から、各自の入場券の大きさが従来のものより大きくなります。入場券の下側に期日前投票の際に必要な「宣誓書」があります。切り離す際はご注意ください。

御代田町に転入した方

平成30年4月19日以後、県内の市町村から御代田町へ転入した方は、旧住所地での投票になります。ただし、旧住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

この場合、市町村長が発行する「引き続き長野県内に住所を有する旨の証明書」を提示する等の方法により、引き続き県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。この証明書は、最寄りの市役所、町村役場の住民課等で交付を受けることができます。



期日前投票

仕事や旅行で投票日に投票所に行けない方は、期日前投票ができます。

入場券下側の「宣誓書」に必要な事項を記入(自署)し、期日前投票所に持参ください。

長野県知事選挙投票所入場券			
投票日	平成30年8月5日(日) 午前7時から午後8時まで		
投票所	投票区	性別	
行政区		名簿番号	
氏名		別冊番号	
見本			
期日前投票宣誓書(兼請求書) ※当日投票される方は記入不要です。投票日は下記理由に該当する見込みです。 平成30年 月 日			
住所	生年	明・大・昭・平	日
氏名	月	年	月
理由	1 仕事、学業、冠婚葬祭 2 旅行などの外出、滞在 3 病気、財勢、出産、歩行困難 5 住所移動 6 天災、悪天候		

期間

7月20日(金)～8月4日(土)

時間

午前8時30分～午後8時

場所

役場2階 会議室2

(役場東玄関から、エレベーターをご利用ください。)

持ち物

投票所入場券

(入場券がなくても投票できます。係員にお申し出ください。)

他市区町村での不在者投票

滞在先の市区町村選挙管理委員会に不在者投票ができます。事前に所定の手続きが必要です。投票までに時間がかかりますので、早めに手続きをしてください。詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。